

広尾高等学校PTA・保護者の皆さんへ**PTA保険・事故実例のお知らせ**

本校PTAでは会員の皆さまの日々のPTA活動で起こりうる様々な事故や生徒の賠償事故などに備えるべくPTA保険に加入をしております。

以下に本保険がどのようなケースで補償対象となるか、具体的な事例をお知らせします。  
万一の際は本校PTAホームページのお問い合わせフォームにてご相談いただくことも可能です。  
(別紙、「PTA保険加入のお知らせ」と併せてご参照ください)

**1. PTA団体傷害保険**

●概要 PTA会員（保護者）がPTAの主催・共催する行事において急激な外来の事故によりケガを負った場合の補償です。

対象	事故例
PTA会員（保護者）	<ul style="list-style-type: none"><li>PTA会合参加中、廊下で転倒し全身を打撲した。</li><li>PTA会合へ向かう途中、バスのステップで滑り転倒、骨折した。</li><li>PTA役員会に参加、門扉のレール部分にヒールの踵がはまり、そのまま転倒、足首を捻挫した。</li></ul>
PTA会員の同居の親族	<ul style="list-style-type: none"><li>文化祭（PTA共催）に参加中、他の生徒がぶつかった拍子に椅子より滑り落ちてしまい転倒、上肢を打撲した。</li></ul>

**■ご注意事項：**

本事例はあくまでもPTA保険として補償対象となった一例です。

事例によっては対象とならないケースがありますので、万一の場合は必ずご相談ください。

## 2. PTA賠償責任保険

### ●概要①

**PTA賠償**：PTA活動においてその管理・運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物を壊した場合、また第三者より借用した用品・備品を管理中に損害を与えたことにより生じる法律上の賠償責任です。

対象	事故例
PTA	<ul style="list-style-type: none"><li>PTA行事の「卒業を祝う会」開催中、PTA会員が会場の物品を誤って破損した。</li><li>PTA役員会にて配布物の準備中、学校備品（イス）を誤って破損した。</li></ul>

### ●概要②

**生徒賠償**：生徒が他人の身体に障害を与え、または他人の財物を壊したことにより生じる法律上の賠償責任（※生徒賠償責任保険は、PTA活動に限らず日常生活における偶然な事故により法律上の賠償責任が生じた際に請求ができます。）

対象	事故例
生徒	<ul style="list-style-type: none"><li>自転車通学にて走行中、停止中の車両にぶつかり、車両をキズつけた。</li><li>休日に自転車にて走行中、歩行者と出会い頭に衝突、歩行者にケガを負わせた。</li><li>休み時間中、教室内で友人と遊んでいたところ、誤って教室内のガラスを割った。</li><li>トイレで友人とふざけていたところ、誤ってドアノブを壊した。</li><li>教室のドアをつい勢いよく閉めたところ、ドア部ガラスを割った。</li></ul>

- ・傘を振り回していたところ、柄の部分が外れ他の生徒の顔部にあたりケガをさせた。

■ご注意事項：

本事例はあくまでもPTA保険として補償対象となった一例です。

事例によっては対象とならないケースがありますので、万一の場合は必ずご相談ください。

広尾高等学校 PTA お問い合わせフォーム

[hirookoukou.pta@gmail.com](mailto:hirookoukou.pta@gmail.com)